都道府県主管課長 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐(収入保険企画班) 保険監理官付保険監理官補佐(総務班)

令和3年7月1日からの大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な 損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施 について

令和3年7月1日からの大雨により、被害を受けた農業者においては、農業経営等に 支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれては、既に、「大雨及び日照不足等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業保険の対応について」(令和3年5月21日付け農林水産省経営局保険課長及び保険監理官連名通知)の通知により、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について御指導いただいているところですが、被災農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう、改めて、貴管内の農業共済組合等に対し、御指導をお願いします。

なお、このことに関連し、別添写しのとおり、貴管内の農業共済組合連合会総務担当 部長宛て通知しましたので、申し添えます。 農業共済組合連合会総務担当部長 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐(収入保険企画班) 保険監理官付保険監理官補佐(総務班)

令和3年7月1日からの大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な 損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施 について

令和3年7月1日からの大雨により、被害を受けた農業者においては、農業経営等に 支障を来すことが懸念されているところです。

貴連合会及び貴連合会管内の農業共済組合等におかれては、既に、「大雨及び日照不足等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業保険の対応について」(令和3年5月21日付け農林水産省経営局保険課長及び保険監理官連名通知)の通知により、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について尽力いただいているところですが、被災農業者の経営安定を図るため、その取組の徹底をお願いします。

なお、このことに関連し、別添写しのとおり、貴道県主管課長宛て通知しましたので、 御了知いただくとともに、貴職においても、管内農業共済組合等に対して、十分な指導 をお願いします。 全国農業共済組合連合会業務部長 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐(収入保険企画班) 保険監理官付保険監理官補佐(総務班)

令和3年7月1日からの大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な 損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施 について

令和3年7月1日からの大雨により、被害を受けた農業者においては、農業経営等に 支障を来すことが懸念されているところです。

貴連合会におかれては、既に、「大雨及び日照不足等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業保険の対応について」(令和3年5月21日付け農林水産省経営局保険課長及び保険監理官連名通知)の通知により、農業経営収入保険の被保険者に対して、機会を捉えてつなぎ融資等の周知に取り組んでいただいているところですが、被災農業者の経営安定を図るため、その取組の徹底をお願いします。